

注1) 担当者とは、必ずしも無人航空機を飛行させる者ではなく、無人航空機の使用責任・管理責任を有する者をいいます。

注2) 担当者の電話番号・メールアドレスには、飛行中、危険回避等の目的で、操縦者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、飛行中を含め使用者と常時連絡の取れるものを記載してください。

3. 無人航空機情報

無人航空機 登録記号	(新規の場合は記載不要)				
種類	<input type="checkbox"/> 飛行機 <input type="checkbox"/> 回転翼航空機 (ヘリコプター) <input checked="" type="checkbox"/> 回転翼航空機 (マルチローター) <input type="checkbox"/> 回転翼航空機 (その他) <input type="checkbox"/> 滑空機 <input type="checkbox"/> 飛行船				
型式	××××	製造者	××××	製造番号	××××
重量の区分※	<input type="checkbox"/> 25kg 以上 <input checked="" type="checkbox"/> 25kg 未満				
改造の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (ありの場合は改造の概要について記載し、書ききれない場合は別添のこと) 改造の概要：				
リモートIDの有無	<input type="checkbox"/> なし		型式	製造者	製造番号
	<input type="checkbox"/> あり (内蔵型) <input checked="" type="checkbox"/> あり (外付型) ※外付型の場合は右も記入		××××	××××	××××
登録の要件を満たしていることの申告※	<input checked="" type="checkbox"/> 鋭利な突起物があるなど地上の人等に衝突した際に安全を著しく損なうおそれがある機体でないこと <input checked="" type="checkbox"/> 遠隔操作又は自動操縦による飛行の制御が著しく困難な機体でないこと <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣が安全を著しく損なうおそれがあるものとして告示で指定した機体又は装備品を装備した機体でないこと				
製造区分	<input checked="" type="checkbox"/> メーカーの機体 <input type="checkbox"/> 改造した機体 <input type="checkbox"/> 自作した機体				
機体重量※	kg		最大離陸重量※		kg
機体寸法※	全幅	m	全長	m	全高
機体画像※	(機体全体が分かる写真を別添のこと。重量区分が25kg以上の場合は、機体上面、機体正面、機体側面、操縦装置の写真計4枚を添付すること。)				

注1) ※印の項目については、メーカーの機体の場合は記載する必要はありません。ただし、改造した機体又は自作した機体の場合は全て記載してください。メーカーの機体/改造した機体/自作した機体のいずれに該当するかについては、国土交通省の無人航空機登録要領の説明を参照ください。

無人航空機登録要領 (令和3年11月25日航空局長制定)

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001442849.pdf>

注2) 自作した機体である場合の製造番号等は、国土交通省様式の記載例注記を参考に設定ください。

(国土交通省) 登録申請書様式 (記載例)

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001445673.pdf>

(全体に関する注意事項)

- ・ 登録が完了していない無人航空機を屋外で飛行させないでください。
- ・ 本様式は、防災科研帰属となり、かつ屋外を飛行させる重量 100g 以上の無人航空機を取得等する際に防災科研に提出してください。本様式に記載された情報を基に防災科研が登録申請を行います。
研究機関帰属となる無人航空機については、研究機関が登録申請を行ってください。
- ・ 同一の担当者が複数の無人航空機を使用する場合、3. の記入欄を複製した上で番号を付与し、登録が必要な無人航空機をすべて記載してください。(本様式は担当者毎に作成・提出してください)
- ・ 防災科研による登録申請が受理され次第、国土交通省より発行された登録記号を研究機関にお知らせします。研究機関は、無人航空機登録要領（令和3年11月25日航空局長制定）に記載されている表示方法に従い、登録を受けた無人航空機に当該登録記号を表示してください。
- ・ いただいた情報は国土交通省のドローン情報基盤システムに登録されるため正確に記載ください。
- ・ 本様式の記入にあたっては次の資料も参照してください。

無人航空機登録要領（令和3年11月25日航空局長制定）

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001442849.pdf>

○提出期限

登録申請依頼が必要な事由		提出期限
新規	無人航空機を新たに取得するとき	随時 ※防災科研による登録申請が完了するまで、無人航空機を屋外で飛行させることはできません。
更新	登録有効期間を更新するとき	登録有効期間満了日の14日前まで
抹消	登録を抹消するとき	抹消事由が発生した日から原則として5日以内
変更	登録事項を変更するとき	変更事由が発生した日から原則として5日以内